小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２８５号

大阪市鶴見区焼野２丁目４番59号
再生債務者　原　　智子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年12月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第５６号

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保1391番地１
再生債務者　四戸　浩二
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年12月13日
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１０号

兵庫県明石市西明石西町２丁目18番40号
ピュアハイツ西明石203号
再生債務者　伊藤　晴康
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月18日から平成23年１月25日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再ロ）第６号

鳥取県境港市花町129番地５
再生債務者　作野　真幸
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月17日から平成23年１月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（再ロ）第４号

山口県下関市後田町４丁目22番25―402号
アドバンス21東駅
再生債務者　渡邉　直人
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月14日から平成23年１月21日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２２年（再ロ）第４号

鹿児島県薩摩郡さつま町永野915番地１
再生債務者　山本　寛恵
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月20日から平成23年１月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１２号

名古屋市千種区光が丘１丁目19番18号
再生債務者　谷口　敏彦
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月14日から平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第９３号

大阪市平野区長吉出戸２丁目６番24―806号
再生債務者　井川　京子（旧姓山中・島内）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４号

静岡県浜松市浜北区小松3078番地の１
再生債務者　鈴木　正道
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月20日から平成23年１月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２２年（再ロ）第７号

高知県土佐市宇佐町宇佐1207番地３
再生債務者　髙田　久美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月17日から平成23年１月31日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１号

愛媛県宇和島市妙典寺前乙456番地９
再生債務者　酒井　利介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月６日まで
平成22年12月９日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（再ロ）第７８号

大阪市東住吉区杭全３丁目３番24号
再生債務者　勝浦由子こと　金　　由子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月７日まで
平成22年12月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１３号

岩手県盛岡市肴町３番30―807号
再生債務者　立花　　孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月11日まで
平成22年12月13日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再ロ）第６号

秋田県仙北郡美郷町六郷字琴平西51番地44
再生債務者　飯沼　昭子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月11日まで
平成22年12月13日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再ロ）第５号

松山市福住町甲348番地22
再生債務者　松木　　強
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月11日まで
平成22年12月13日　　松山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号

岩手県宮古市根市第７地割19番地
再生債務者　澤田　政春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月９日　盛岡地方裁判所宮古支部

日本郵政共済組合定款の一部変更について

平成 22 年 12 月 13 日　　日本郵政共済組合代表者　齋藤　次郎

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

第31条第１項中「負担金率を除く」を「負担金率を除き、法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員にあっては、同表に掲げる福祉事業に係る掛金率及び負担金率に限る」に改める。

附　則

この変更は、平成23年１月１日から施行する。